

1. 適用範囲：この販売に関する一般契約条件（以下「本条項」という。）は売主が行う全ての売買取引に適用されるものとし、よって、買主による全ての発注は買主が本条項を将来取消不能な形で受諾したことを意味するものとみなされる。

2. 販売の提案：売主からの販売の提案は、有効期限が定められたものであっても、法的拘束力を有さず、いつでも変更可能である。販売の提案の買主による変更は、売主が書面により明示的に受諾して初めて有効となる。買主が、売主が書面により受諾した注文の取消し又は変更を行う場合、買主は当該取消し又は変更に伴うリスク及び費用を全て負担するものとする。

買主が発行する発注書は、売主に直接送付されるか売主の代理人又は仲介人を介するかを問わず、売主が書面により明示的にこれを確認して初めて受諾されたものとみなされる。発注書の受領を通知しただけでは、発注書を受諾したとはみなされない。

3. 価格及び支払：売主は、効力発生日の少なくとも7日以上前に買主に通知書を発送することにより、いつでも本条項に規定する価格及び支払条件を調整することができる。買主が価格調整の効力発生日の前に売主に対して書面により価格調整を拒否する意思表示を行わない場合、買主は当該価格調整に同意したものとみなされる。買主が価格調整を拒否した場合、両当事者が書面により別途価格調整に合意するか、又は売主が直前に有効であった契約価格を再度採用することを書面により同意するときまで、売主は全ての新規の納入義務を免除される。調整後の価格は、売主が再度価格調整を行わない限り、その効力発生日以降、本条項に基づき出荷される全ての商品に対して適用される。代金支払債務の不履行は、買主の根本的な不履行とみなされ、売主は新規の納入を停止するか又は契約が買主の不履行により即時に終了したとみなすことができる。支払遅延分は、何らの通知書送付の必要性もなく、また、他のいかなる損害に影響を及ぼすこともなく、請求書に記載された、あるいは契約書に規定された支払日又は支払期間の末日の翌日に自動的に支払期日が到来する。支払遅延分には、支払期日から実際の支払日までの間、売主の方針に従った利息が付されるものとする。

4. 信用限度及び支払能力：売主により設定された信用限度は、買主の財務状況に基づき、売主の単独の裁量により、いつでも変更される可能性がある。売主は、買主の支払能力が悪化又は著しく低下したと判断する場合、いつでも、売主が行使しうる他の救済手段に加えて、出荷前に現金の支払又はこれに代わる十分な担保が提供される場合を除き、新規の出荷を拒否することができる。

5. 納入：商品は、発注受諾書に記載された納入場所において買主に納入される。記載された納入日時は単なる見込みに過ぎず、売主はかかる納入日時に納入できないことについて責任を負うものではなく、またこれにより売主が契約、契約条件又はその一部に違反したとみなされるものでもない。買主は、売買契約を取消す、商品の受領を拒否する又は補償を請求する目的で遅配を生じさせてはならない。買主及び売主の間で書面による別途の合意がある場合を除き、商品の滅失又は毀損

のリスクは、売主の工場出荷時点において買主に移転するものとする（EXW）。大型貨車又はタンク車により輸送納品された商品の重量について紛争が生じた場合は、明白な誤りがない限り、宣誓した検量責任者の認証を受けた運送人の重量によるものとする。

6. 輸出：本条項は、輸出売買取引に対して、国際商業会議所が制定するインコタームズ2010又はその後の版に規定される条件に追加の条件として適用される。

7. 個別の取引：各出荷は、別個の独立した取引であり、売主は各出荷について他の出荷に関係なく請求金額を回収することができる。本条項のいずれかについて買主の不履行がある場合、売主は、行使しうる他の法的救済手段に加えて、その選択により、かかる不履行が是正されるまで本条項に基づく新規の出荷を延期する、又はさらなる履行を拒否することができる。

8. 保証：本条項に基づき供給される商品が買主その他の企図する用途及び用途に適合するか否かの判断は、専ら買主の責任で行うものとする。売主は、本条項に基づき納入される商品が、製造日における売主の仕様書を満たすことを保証する。売主は、この他に何らの明示的な保証を行わない。また、商品性又は特定の目的への適合性を含む一切について、黙示的な保証も存在しない。買主は（i）製造工程における商品の使用若しくは他の物質と組み合わせた使用、又は（ii）商品の取扱い若しくは処分によって人又は財産に生じた全ての損失、損害若しくは傷害（公害、環境被害及び原状回復責任を含むが、これに限定されない。）につき、一切の危険および責任を負担する。

9. 責任：法律により許される範囲において、また請求の性質如何にかかわらず、売主の契約上及び契約外の責任は、売主の単独の裁量により、欠陥のある商品の交換又はその価格の払戻しに限られるものとする。欠陥のある商品とは、売主による又は売主及び買主の間で合意した仕様書に適合しない商品を意味する。納入日、場合によっては納入指定日から30日以内に買主が請求について書面で通知しない場合、買主は当該商品に関する全ての請求権を放棄したものとみなす。いかなる場合であっても、売主は、行為の形態又は根拠を問わず、買主の製造費用、逸失利益、営業権を含む一切の特別損害、間接損害又は派生的損害について責任を負わない。

10. 所有権の移転：商品にかかるリスクは、本条項第5条の規定に従って買主に移転する。商品の所有権は、当該商品の対価及び両当事者間の当該売買取引に関して売主に支払われるべき全ての追加の債務及び費用について、売主が全額の支払を受領するまでは、売主から買主に移転しないものとする。買主は、商品の所有権が買主に移転するまで、売主の受託者として商品を保管することに合意する。ただし、買主がその通常の事業活動において商品を混合又は使用することは妨げられない。売主が商品の対価を受領できない場合、売主は買主から商品の占有を取り戻すことができる。

買主が商品を既に使用していた場合には、売主は買主に当該商品の対価を利息と共に請求する権利を有する。

1 1. コンテナの返却：本条項に基づく納入に使用されるリターンブルコンテナは全て売主の所有物であり、買主はコンテナに積載して納入された商品の適正な保管のためにのみこれを使用するものとする。買主は、当該コンテナの返却の担保として、出荷時の請求書に記載された売主の最新の保証料に相当する保証金を納付するものとする。かかる保証金は、商品の請求金額の支払と同時に、割引かれることなく納付されるものとする。買主は、当初の出荷日から2ヶ月以内に売主の出荷場所に自己の費用負担で当該コンテナを返却するものとし、その時点で保証金の払戻しを受けるものとする。買主が指定された期間内に良好な状態でコンテナを返却することができなかった場合、売主はかかるコンテナの受領を拒否することができ、かつ、行使しうる他の権利又は救済手段に加えて、当該保証金を払戻さずに保持することができる。

1 2. 税金：買主は、本条項に基づき販売される商品の販売、製造、輸送若しくは使用に基づき、売主が政府当局（国、州、省又は地方の別を問わない。）に支払う必要のある税金、増税額分若しくは新規の税金、消費税又はその他の費用全てを、売主に払い戻すものとする。売主は、その選択により、本条項に基づき販売される商品の価格に、買主への出荷にかかる輸送費の増加額を上乗せすることができる。ただし、かかる輸送費は本条項に基づき売主が負担する。

1 3. 不可抗力：「不可抗力」事由、さらに一般的に、製造又は出荷を妨害し、縮小させ又は遅延させる一切の「事象」が生じた場合、売主は適宜履行を終了、軽減又は一時停止することができる。買主はかかる事象が生じている期間中の損害について請求する権利を有しない。上記「不可抗力」及び「事象」とは、売主の合理的な支配の及ばない原因、出来事又は状況の一切を意味する。これには、戦争、軍事動員、ストライキ、ロックアウト、暴動、労働紛争、機器の故障又は工場の稼働停止、爆発、火災、自然災害、洪水、交通機関の規制又は閉鎖、原材料又は電力の調達困難、又は政府当局による何らかの干渉が含まれるがこれに限定されない。かかる不可抗力又は事象が10日以上に渡り続いた場合、売主は通知により直ちに契約を終了する権利を有する。不可抗力は、納入された商品について、買主の対価支払を免除する理由にはならない。

1 4. 完全合意：本条項に別段の定めのない限り、本条項は、対象事項に関する売主及び買主の間の完全な合意を構成するものであり、明示か黙示かを問わず、他の了解事項、表明又は保証は存在しない。本条項の修正は、売主及び買主がこれを書面により作成し、署名をして初めて効力を持つ。

15. 譲渡：本条項は、各当事者の継承者及び譲受人を拘束し、かつこれらの者の利益のために効力を生ずるものとする。ただし、買主は、売主の事前の書面による承諾を得ることなく本条項の全部又は一部を譲渡又は他の方法で移転してはならない。

16. 権利放棄：本条項に基づく権利の放棄は、書面により作成され、売主がこれに署名して初めて効力を持つものとし、本条項に基づくいずれかの権利が放棄された場合であっても、将来における当該権利又はその他の権利の放棄であるとはみなされない。本条項の違反に対して権利を放棄した場合であっても、その後の本条項の違反に対して権利を放棄するものであるとはみなされない。

17. 準拠法／管轄：当事者間で別途の合意のない限り、買主及び売主は、本条項に基づく売買取引は全て、売主の登記上の事務所／本社事務所が存在する売主の所在において締結されたものとみなされること並びに本条項及び本条項に基づく全ての紛争は、抵触法の規定又は原則にかかわらず、売主の登記上の事務所／本社事務所が存在する国の法律を準拠法とし、同法に従って解釈されることに合意する。本条項に基づく紛争は全て、売主の登記上の事務所／本社事務所の所在地を管轄する裁判所の管轄のみに服するものとする。

18. 分離可能性：本条項のいずれかの規定が無効又は執行不可能と判断される場合であっても、残りの規定はその後引続き適用され、有効性及び重要性を保持し続ける。この場合、両当事者は、誠意をもって、可能な範囲内で、無効及び／又は執行不可能な規定を、法律的及び経済的に当該規定の目的及び意図に最も近い有効な条文に置き換えるものとする。